

# 特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構 平成24年度「民学産公」協働研究事業 応 募 要 項

特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構では、「民学産公」協働研究事業(以下「協働研究事業」という。)を次のように実施いたします。

## 1 協働研究事業の目的

協働研究事業は、民学産公の連携による知的資源を活用した新しい技術やシステム、高付加価値製品の開発による地域に根ざした産業の支援・創出に寄与し、研究成果が社会・地域に貢献することで市民生活が豊かになることを目的として実施します。

## 2 事業への参加資格

### 基本事項

協働研究事業への参加条件は、次のとおりとします。

- ア 当機構の正会員又は賛助会員であること（新規入会可）。
- イ 協働研究事業協定締結前までに、当機構の入会手続きを済ませていること。
- ウ 研究成果が地域社会の発展に役立ち、市民生活を豊かにする取り組みであり、特定の者にのみ享受できるものではないこと。
- エ 地域特性や産業特性を活かした内容を盛り込むこと。

※協働研究事業として採択されるためには、事業内容が当機構定款第4条に定められている特定非営利活動のいずれかに関連していることが求められます。

## 3 協働研究事業支援経費の概要

当機構が支出する協働研究事業支援経費(以下「支援経費」という。)限度額は、協働研究事業経費総額の2分の1以内とします。協働研究事業を実施する際には、当機構の協定に基づく支援経費のほかに、協定締結者が2分の1以上の経費を自己負担にて投入することが前提となります。

| 支援経費種別 | Aコース                                                                    | Bコース     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| 支援限度額  | 50万円                                                                    | 20万円     |
| 採択件数   | おおむね4件程度                                                                | おおむね8件程度 |
| 負担率    | 協働研究事業経費総額の2分の1以内                                                       |          |
| 対象事業   | 当機構定款第4条に定められている活動と事業内容が当てはまるもの。特に防災・環境・福祉など社会・地域貢献につながっていく事業を中心に対象とする。 |          |
| 対象期間   | 協定締結日から協働研究終了に伴う書類の提出期限まで                                               |          |

※各コースとの間で併願は認められませんので、ご注意ください。

### （支援経費の対象）

協働研究事業を実施するにあたって、次のいずれかに該当する場合については、総経費からこれら経費を除いた額が、協働研究事業の総額となります。

- ア 他の補助金、助成金及び寄付金等を併用して利用する場合
- イ 何らかの理由があって、モニター等に実費負担等を求める場合
- ウ その他、該当する協働研究事業に対して、当機構以外からの収入がある場合

| 対象                     | 経費区分    | 適用範囲等                                                   |
|------------------------|---------|---------------------------------------------------------|
| 調査研究に係る経費<br>物品調達に係る経費 | ① 研究開発費 | 研究開発に要する経費（ただし自社開発、自社製品・システムの使用など、経費として証明できないものは除く。）    |
|                        | ② 物品購入費 | 材料・消耗品の購入等に要する経費（パソコンやiPadなど、通常業務や運営に使用できる汎用性の高い物品は除く。） |
|                        | ③ 委託費   | 研究開発の一部を委託する際に支払われる経費                                   |
|                        | ④ 人件費   | 新たにこの事業のために雇用し、雇用契約書を取り交わすなどの所定の要件を満たした場合にのみ対象とする。      |
|                        | ⑤ その他経費 | 施設や物品のレンタル費、郵便や宅急便の運搬費、印刷費など                            |

### ＜注意点＞

※対象経費と認めるには経費ごとに必ず領収書、請求書、委託契約書等の写しなどの客観的な書類の提出が必要です。証明書類がない経費は、どんな事情であっても一切認められません。

※設備投資費や会議費、飲食費等には充当できません。④人件費については、応募団体内の構成員への委託経費等に類するものは対象外となります。

※出張費、社内開発や自社製品のアップグレード等の正しく使用されたかの判断が難しい経費、協定期間外に係る経費も全て対象外です。

※過大な積算は慎み、必要最小限の経費になるように十分注意してください。

## 4 応募方法

協働研究事業を実施しようとする者は、当機構より特に指定等がない場合、「民学産公」協働研究事業申請書に、収支予算書及び実施スケジュール表を添付して、当機構に提出してください。

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 応募期間 | 平成24年6月5日(火)～平成24年6月22日(金)                            |
| 提出書類 | ① 「民学産公」協働研究事業 申請書（様式第1号）<br>② 収支予算書<br>③ 事業実施スケジュール表 |

|        |                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 提出場所   | 〒181-0013<br>東京都三鷹市下連雀3-24-3 三鷹駅前協同ビル3階<br>特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構<br>担当 森 宛 |
| 問い合わせ先 | 特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構<br>TEL 0422-40-0313                                  |

## 5 審査

### (1) 第一次審査（書類審査）

6月下旬に行います。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一審査を通過した応募団体によるプレゼンテーション審査を6月29日(金)に行います。

第二次審査によって実施団体を決定し、採択・不採択を通知いたします。（審査は当機構企画運営委員会の学識経験者等で構成される研究・開発部会で行います。）

なお、プレゼンテーションの時間は別途通知します。

## 6 協働研究事業の注意点

### (1) 実施形態について

協働研究事業の実施形態は協定に基づくもので、いわゆる補助金交付による事業ではありません。協働研究事業を実施しようとする団体は、協働研究事業の採択後、協働研究事業に係る協定を締結していただきます。

なお、協働研究事業に係る協定の期間は、協定の締結日より、協働研究事業に係る協定を締結した日の属する会計年度の3月末日までといたします。

### (2) 過去に協働研究事業に採択された団体について

過去に協働研究事業に採択された団体につきましては、次の点をご注意ください。

ア 過去に実施した協働研究事業のテーマと、類似したものと思われる内容では申請できません。テーマがまったく異なったものであれば申請は受け付けします。

イ 過去に実施した協働研究事業のテーマを、単に他の施設等で再び実施するというような事業では受け付けできません。

ウ 過去に実施した協働研究事業のテーマについて、前回の協働研究事業で実施されなかった検証や、考察の結果導き出された新たな検証項目についての実験のみ、継続して実施することができます。ただし、同一テーマでの協働研究事業の取り組みは2回までとします。

## 7 協働研究事業終了の条件等

(1) 協定締結者は、協働研究事業に関する成果発表会を、公開形式により三鷹ネットワーク大学において実施していただきます。本件は協定締結に係る条件の一つとなりますので、必ず実施してください。（成果発表会は、他の協働研究事業参加団体とともに同日に、合同実施となります。平成24年度は、平成25年2月22日(金)を予定しています。）

さらに、成果発表会当日は、地域の企業・大学等を招いた交流会等も開催し、持続的で多種多様な連携による交流ネットワークの形成・拡大を図りますので、必ずご参加く

ださい。

(2) 中間報告

実験開始からおおむね2ヶ月を経過した時点で、協働研究事業の進捗状況等の確認のために、中間報告をしていただきます。

※実験開始後、研究内容に変更が生じた場合、その旨を速やかにご報告ください。

(3) 協働研究事業が終了した後、速やかに報告書等を提出してください。当機構より特に指定等がない場合、事業実施者は以下の書類を提出してください。

ア 「研究成果報告書」

イ 「収支報告書」

ウ 「領収書、請求書、委託契約書等の写し」

物品購入の場合は「領収書、請求書」等の写しを添付してください。委託契約等の場合は「領収書、委託契約書（詳細な委託内容を明記したもの）、請求書（詳細な経費内訳を明記したもの）」等の写しを添付してください。

エ 収入及び支出を記載した帳簿の写し

## 8 支援経費の支払い

協働研究事業終了の条件を満たし、7の(3)ア～エの書類に不備がないと判断された場合、支援経費の額の確定通知書を送付いたします。その確定額に基づき、請求書をご提出いただいた後に、指定口座に支援経費をお振込みいたします。

なお、支援経費請求書提出後、当機構から支援経費の額の確定通知書を送付し、支援経費をお支払いした後でも、必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがありますが、その際は、速やかに当該書類をご提出ください。（提出書類に疑問が生じた場合は、取引先の帳簿類等を見せていただく場合があります。）

また、支援経費請求書提出後に、架空の領収書や経費の水増し等の不正経理が発覚した場合は、協定を破棄し、支援経費はお支払いいたしません。また、支援経費請求書提出後、当機構から支援経費額の確定通知書を送付し、支援経費をお支払いした後でも、架空の領収書や経費の水増し等の不正経理が発覚した場合は、支援経費全額を即時返金していただきます。場合によっては、訴訟を提起させていただくことがあります。

## 9 その他

(1) 研究成果報告書の公開について

協働研究事業の成果物である研究成果報告書は、PDF形式のファイルとして、当機構のコンテンツとしてインターネット上に公開いたします。

(2) 秘密保持契約について

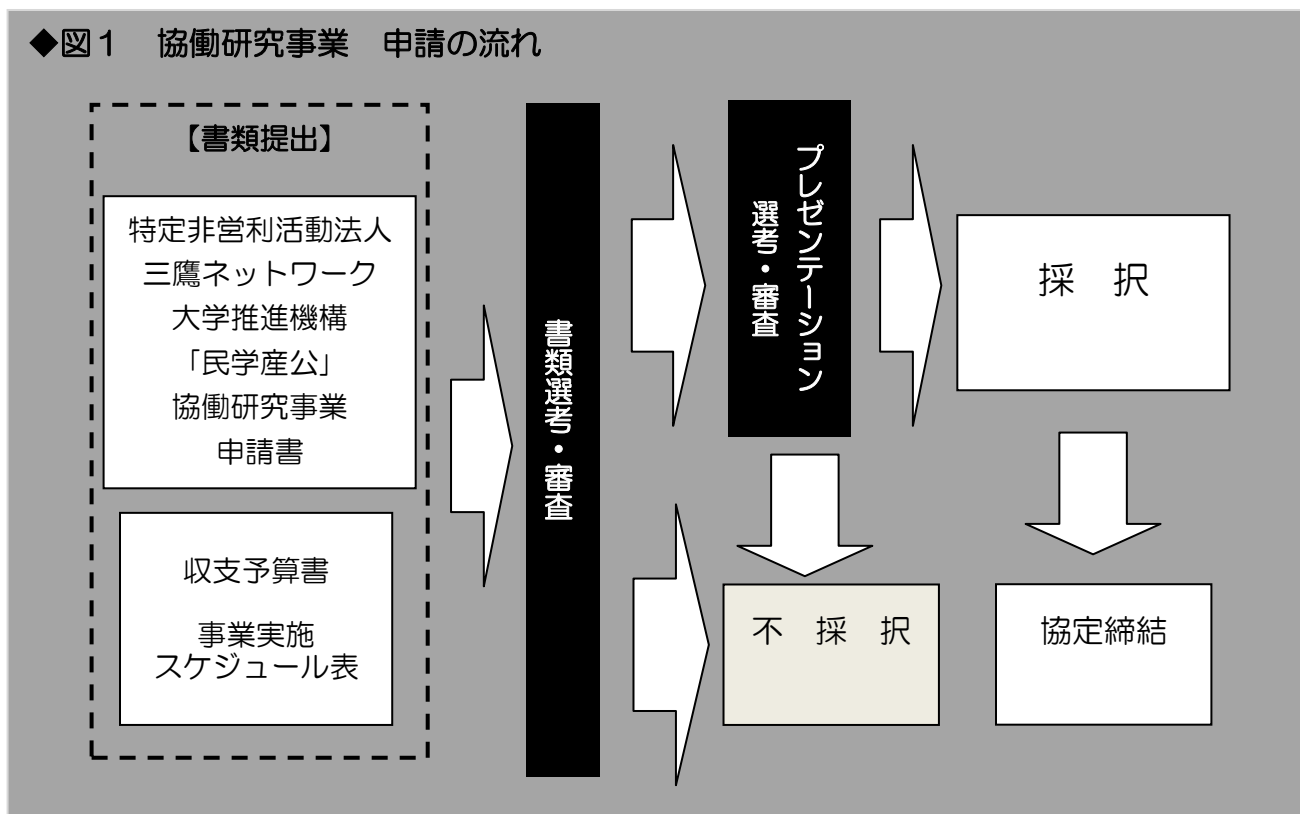
当機構及び協定締結者は、双方の秘密情報の保持及び著作権等の権利関係に関して、別途秘密保持契約を締結いたします。

(3) 協働研究終了後について

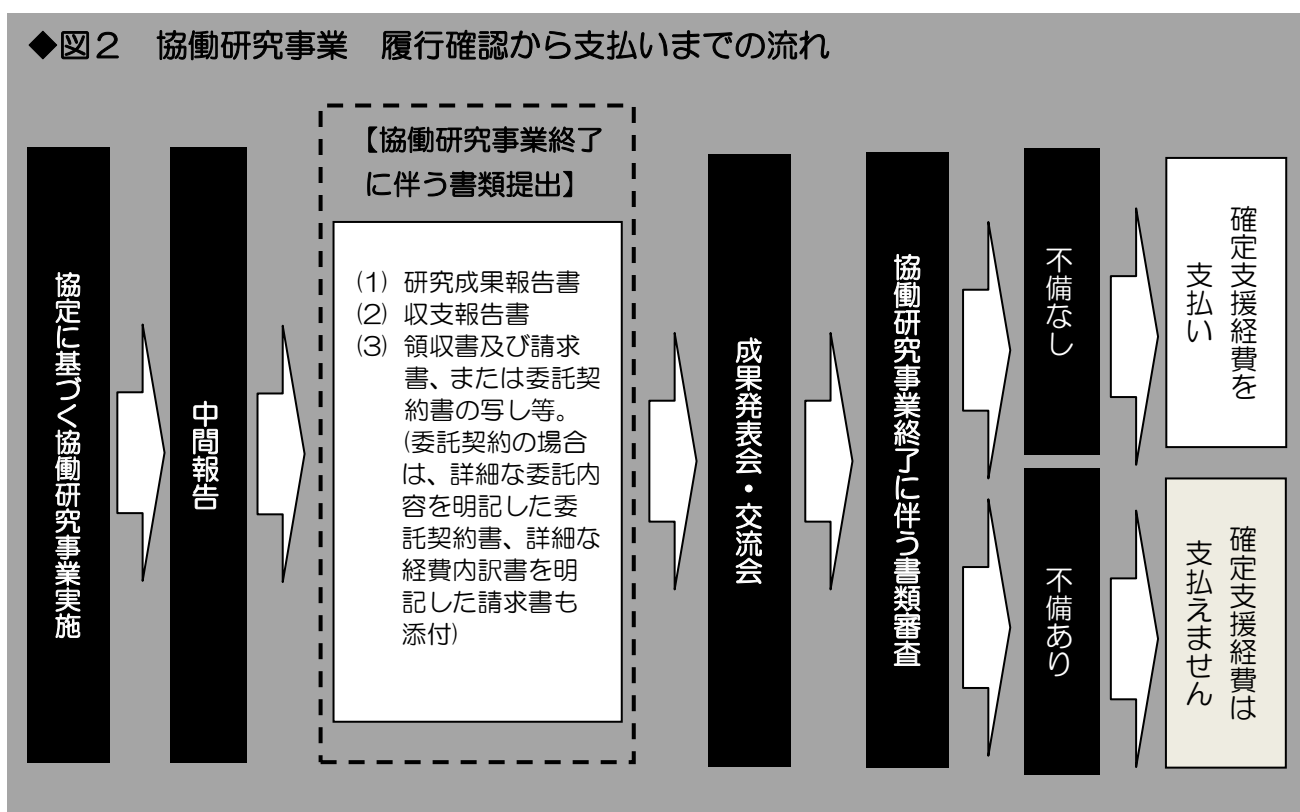
協働研究終了後も、協働研究事業参加団体同士の勉強会・交流会が開催される際にはOBとして出来る限りご参加いただき、ビジネス交流の輪を広げる場として、ご活用ください。

## 10 協働研究事業 申請から支払いまでの流れ

◆図1 協働研究事業 申請の流れ



◆図2 協働研究事業 履行確認から支払いまでの流れ



## 11 特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構 定款(第4条のみ抜粋)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動